

香川労働局発表

令和2年5月28日

担
当

香川労働局総務部

労働保険徴収室長 西山 昌和

労働保険徴収室長補佐 高橋 佐智子

【電話】087-811-8917

【夜間】087-811-8926

<https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>

労働保険料等の年度更新期間の延長・納付猶予の特例
～新型コロナウイルスの影響を踏まえた特例措置～

香川労働局（局長：本間之輝）は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、期間を延長して、事業主の方の労働保険料等の年度更新手続きを受け付けいたします。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当（概ね20%以上）の減少があった事業主の方は、労働保険料等の納付を1年間猶予することができます。

1 労働保険料等の年度更新期間の延長（別紙1）

- 年度更新期間 令和2年6月1日（月）～8月31日（月）
- 手続きの方法
 - ① 受付会場（別紙2）を開設いたします。
 - ・6月1日～7月17日 高松サポート合同庁舎1階「アイプラザ」
 - ・その他、期間中、県下24か所及び労働局・労働基準監督署で受け付けます。
 - ② 電子政府の総合窓口「e-Gov（イーガブ）」より電子申請が可能です（別紙3）。
 - ③ 香川労働局あて郵送により手続きいただくことが可能です。
- 口座振替により納付いただく場合の口座振替日は、10月13日（火）となります。

2 労働保険料等の納付猶予の特例（別紙4）

- 猶予対象の労働保険料等
令和2年2月1日～令和3年1月31日に納期限が到来する労働保険料等
- 手続きの方法 以下のいずれにより「労働保険料等納付の猶予申請書」等を提出
 - ※ 年度更新に係る労働保険料等について、納付猶予を申請することができます。（概算保険料の申告をいただいた上で、保険料の納付が猶予されます。）
 - ① 納期限までに香川労働局労働保険徴収室（又は各労働基準監督署）に提出。
 - ② 電子政府の総合窓口「e-Gov（イーガブ）」より電子申請が可能です（別紙3）。
 - ③ 香川労働局あて郵送により手続きいただくことが可能です。

【郵送先・お問い合わせ先】

香川労働局総務部労働保険徴収室 電話087（811）8917

〒760-0019 高松市サポート3番33号 高松サポート合同庁舎北館3階

令和2年度労働保険料等の申告・納付期限が 令和2年8月31日まで延長されました

概要

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、労働保険料等の申告期限・納付期限（年度更新期間）について令和2年8月31日まで延長することといたしました。

それに伴い、口座からの振替納付日は令和2年10月13日になります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方は、申請により、労働保険料等の納付を1年間猶予することができますので、裏面もあわせてご参照ください。

《申告期限》

従来	延長後
令和2年6月1日～同年7月10日	令和2年6月1日～ 同年8月31日

《納付期限》

	従来	延長後
全期・第1期	令和2年7月10日	令和2年8月31日

《口座振替納付日》

	従来	延長後
全期・第1期	令和2年9月7日	令和2年10月13日

なお、延納（分割納付）をしている場合の第2期以降の納付期限・口座振替納付日については従来どおりとなります。

		個別事業場	事務組合
第2期	納付期限	令和2年11月2日	令和2年11月16日
	口座振替納付日	令和2年11月16日	
第3期	納付期限	令和3年2月1日(※)	令和3年2月15日(※)
	口座振替納付日	令和3年2月15日	

(※) 労働保険料等の納付猶予（特例）申請を希望する場合の第3期納付期限は、**令和3年1月29日**となります。

労働保険の年度更新は管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送又は電子申請でも受け付けており、直接窓口へ出向くことなく申告することが可能です。

なお、年度更新に係るお問い合わせは、年度更新コールセンター（0120-560-710）にお問い合わせください。

香川労働局からのお知らせ

※令和2年度労働保険料等の申告・納付期限が令和2年6月1日から令和2年8月31日に延長されたことに伴い、下記の日程により県下20か所の会場での集合受付とさらに8月に5か所の会場を追加して集合受付を実施します。

1 各会場の受付時間は、9時30分～16時00分までとなっております。

ただし、『アイブラザ』は9時30分～16時30分まで『高松労働基準監督署 小豆島駐在事務所』及び『小豆島町農村環境改善センター』は10時00分～15時30分までとなりますので、ご注意ください。

2 ご不便をおかけしますが、『アイブラザ』及び『高松商工会議所』には 駐車場がありません。

公共交通機関等をご利用のうえ、ご来場くださるようお願いいたします。

6月1日～7月17日までの期間中の土・日を除く日	高松サポート合同庁舎1階付属施設 『アイブラザ』 〔高松市サポート3番33号〕 受付時間 9:30～16:30
--------------------------	--

一括 有 期 事 業	6月15日(月)	高松労働基準監督署 小豆島駐在事務所 〔小豆郡土庄町甲6195-11〕 受付時間 10:00～15:30
	6月16日(火)	大内地方合同庁舎1階会議室 〔東かがわ市三本松591-1 大内地方合同庁舎〕
	6月17日(水)	観音寺労働基準監督署1階会議室 〔観音寺市観音寺町甲3167-1〕
	6月18日(木)	坂出労働基準監督署1階会議室 〔坂出市久米町1-15-55〕
	6月19日(金)	丸亀労働基準監督署1階会議室 〔丸亀市大手町3-1-2〕
継 続 事 業	6月22日(月)	小豆島町農村環境改善センター1階視聴覚室 〔小豆島町池田2124〕 受付時間 10:00～15:30
	6月23日(火)	J A香川県高瀬支店2階会議室〔三豊市高瀬町上高瀬1271-2〕
	6月24日(水)	東かがわ市交流プラザ1階会議室〔東かがわ市湊1806-2〕
	6月25日(木)	香川労働基準会館2階会議室〔高松市郷東町436-3〕
	6月26日(金)	高松商工会議所2階202会議室〔高松市番町2-2-2〕
	6月29日(月)	J A香川県善通寺支店2階会議室〔善通寺市上吉田町6-12-1〕
	6月30日(火)	寒川農村環境改善センター1階会議室〔さぬき市寒川町石田東甲330〕
	7月1日(水)	観音寺市立中央図書館多目的ホール〔観音寺市坂本町1-1-1〕
	7月2日(木)	丸亀市生涯学習センター4階講座室1〔丸亀市大手町2-1-20〕
	7月3日(金)	穴吹学園ホール3階視聴覚室〔高松市屋島西町2366-1〕
	7月6日(月)	サンメッセ香川2階会議室〔高松市林町2217-1〕
	7月7日(火)	アイレックス1階会議室〔丸亀市綾歌町栗熊西1680〕
	7月8日(水)	サンメッセ香川2階会議室〔高松市林町2217-1〕
	7月9日(木)	ユーブラザうたづ1階視聴覚室〔綾歌郡宇多津町浜六番丁88〕
8 月 追 加 会 場	8月18日(火)	丸亀市生涯学習センター4階講座室1〔丸亀市大手町2-1-20〕
	8月19日(水)	観音寺市立中央図書館多目的ホール〔観音寺市坂本町1-1-1〕
	8月24日(月)	東かがわ市交流プラザ1階会議室〔東かがわ市湊1806-2〕
	8月26日(水)	穴吹学園ホール3階視聴覚室〔高松市屋島西町2366-1〕
	8月27日(木)	アイレックス1階会議室〔丸亀市綾歌町栗熊西1680〕

労働保険の申請は、 カンタン・便利な電子申請で!!

電子政府の総合窓口
「e-Gov (イーガブ)」
にアクセス!

これまでの書面手続に比べて、
電子申請は簡単・便利!

自宅やオフィス、社労士事務所から、
インターネットを経由して、24時間
いつでも申請や届出ができます。



いつでもどこでも手続可能!

労働局や労働基準監督署の窓口に出向く必要はありません。
窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにしながら申請や届出ができます。
窓口の開設時間にとらわれず、24時間365日、いつでも手続が可能です。

簡単・スピーディに申請!

大量の申請書類への記入も、電子申請ならデータでスピーディに処理できます。
前年度の申請情報を取り込めるので、一度電子申請を行えば、次年度からは変更と
修正だけ! 入力チェック機能や計算機能があるので、記入漏れや記入ミスを防げます。

ムダな時間やコストも削減!

申請・届出用紙の入手は不要! 申請内容によっては複数の手続をまとめて申請できるの
で、書類申請のための移動費・手数料・人件費などのコストを削減できます。
マイナンバーカードを使うと、電子証明書の取得費用はかかりません。
(ICカードリーダーライタは別途必要です。)

まずは、e-Govウェブサイトへアクセス!
<http://www.e-gov.go.jp>

電子申請の事前準備をはじめましょう!

*電子申請の総合窓口サイト「e-Gov (イーガブ)」
電子申請についての利用案内が掲載されています。



「利用準備」から
スタート!

下の5つのチェック事項をクリアしたら、準備は完了です！

チェック 1 パソコンを確認します

パソコンが、電子申請に必要な動作環境を満たしているか確認します。



推奨されるパソコン環境→「e-Gov電子申請システム動作確認環境」
<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup01/recommended.html>

チェック 2 電子証明書を取得します

電子証明書は「ICカード形式」と「ファイル形式」の2種類があります。



ICカード形式

公的認証サービス（マイナンバーカード）を活用できます。
民間の認証局からの取得も可能です。



ファイル形式

法務省の「商業登記に基づく電子認証」を活用できます。



電子証明書は、「認証局」と呼ばれる発行機関から取得できます。
http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup04/manu_certificate.html

チェック 3 ブラウザのポップアップブロックを解除します

ブラウザソフトにポップアップブロックが設定されていたら、解除します。



「ポップアップブロックを解除する」
<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup01/popup.html>

チェック 4 「信頼済みのサイト」に登録します

電子申請でアクセスするサイトを、「信頼済みのサイト」に登録します。



「信頼済みサイトへの登録」
<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup01/trust.html>

チェック 5 電子申請アプリケーションをインストールします

専用の電子申請アプリケーション（無料）をインストールします。



「e-Gov電子申請アプリケーションのインストール方法について」
<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup03/index.html>



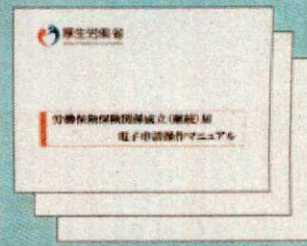
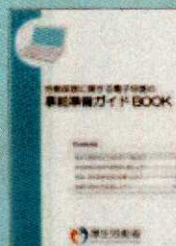
上記、5つのチェックは、e-Govウェブサイト上で行えます。
「e-Gov電子申請システムの利用準備をする」ページにアクセスしてください。
<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup/index.html>

『事前準備ガイドBOOK』などの
各種マニュアルもご用意しています。

<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>

出典：e-Govウェブサイト(<http://www.e-gov.go.jp>)

文中の社名、商品名等は各社の商標または登録商標である場合があります。



- ★ 市販の電子申請用ソフト（API対応ソフト）を利用すれば、更に以下のメリットがあります。
- ・ 労働者の情報をソフト内に入力し保存できる！
 - ・ 当該データを基にワンクリックで様式が自動作成され、あとはそれを送信するだけ！是非、ご利用をご検討ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、納付が難しい方へ 労働保険料等の納付猶予の特例について

猶予（特例）の概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方には、申請により、労働保険料等の納付を、**1年間猶予**することができます。
- この納付猶予の特例が適用されると、**担保の提供は不要**となり、**延滞金もかかりません**。

猶予の要件

以下のいずれも満たす事業主の方が対象となります。

- ① **新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業に係る収入が前年同期に比べて^(※1)概ね20%以上減少していること**
※1 新規適用事業及び単独有期事業における取り扱いについてはQ&A及び申請の手引きをご参照ください。
- ② ①により、**一時に納付を行うことが困難であること^(※2)**
※2 「一時に納付を行うことが困難」かどうかの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。
- ③ 申請書が提出されていること

猶予対象となる労働保険料等

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する労働保険料等が対象となります。

申請方法

- **納期限までに申請してください^(※3)**。
※3 令和2年2月1日から令和2年6月30日までの間に納期限が到来している労働保険料等については、令和2年6月30日までに申請していただければ、納期限までに申請した場合と同じ取り扱いとします。
- **所管の都道府県労働局に「労働保険料等納付の猶予申請書（特例）」等^(※4)を提出してください。**（郵送又は電子申請でも受け付けております。（電子申請の場合、年度更新の申告等の添付書類として申請いただくこととなります。））
※4・根拠となる書類の準備が難しい場合は、職員が聞き取りによりお伺いします。
・同一の労働保険適用事業において、国税、地方税又は厚生年金保険料等の納付猶予の特例が許可された場合は、当該猶予許可通知書及び当該猶予申請書の写しを添付いただくことで、申請書の記載の一部が省略できる場合があります。